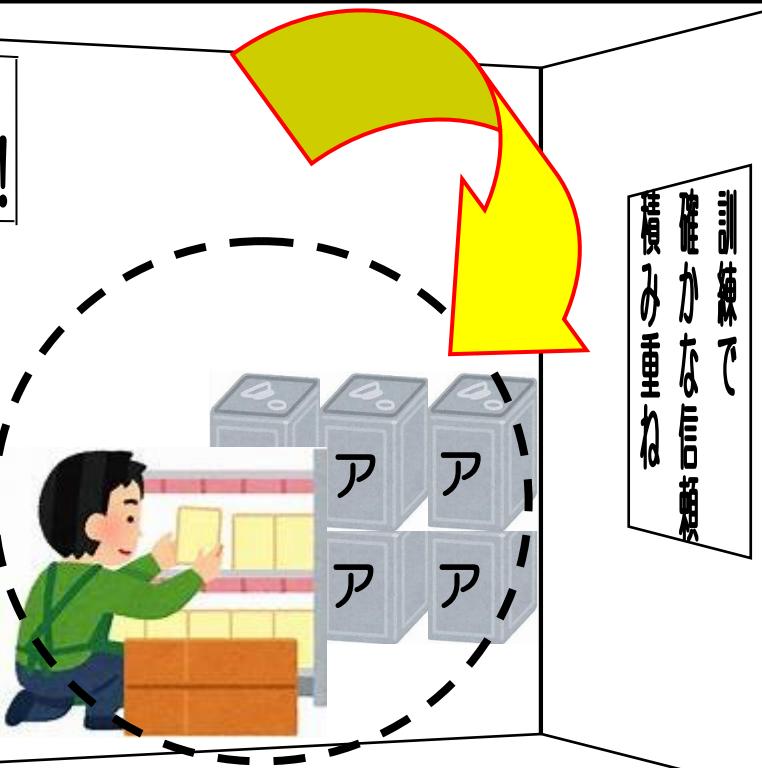


アルコールの保管にご注意！？

お待たせしました！
消毒用アルコール大量入荷！



例えば物販店なら…。

消防法上危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う場合、消防法または火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請または届け出が必要となります。

消毒用アルコール等（アルコール濃度60%以上の液体のもの）
を貯蔵・取扱う場合

病院や福祉施設、自治体でも考え方は同じです！！

貯蔵・取り扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

最寄りの消防署へお問い合わせください！



塩釜地区消防事務組合